

# 第6章

## 施策の推進

## 第6章 施策の推進

### 1. 各主体の役割

筑前町食料・農業・農村基本条例第3条から第6条において、町、農業者及び農業団体、事業者の責務と町民の務めについて、以下のように記述されています。

本計画の推進にあたっては、各主体が責務と務めを果たしながら、互いに連携・協力しながら施策に取り組んでいく必要があります。

#### 「筑前町食料・農業・農村基本条例」より（抜粋）

（町の責務）

**第3条** 町は、前条に規定する基本理念に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を実施及び推進する責務を有する。

（農業者及び農業団体の責務）

**第4条** 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、かつ、農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する農産物について積極的に情報を提供するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産及び供給し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組む責務を有する。

（町民の務め）

**第5条** 町民は、食料、農業及び農村が町民の生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に務める。

（事業者の責務）

**第6条** 食品関係産業の事業者は、食料、農業及び農村が住民の生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に取り組む責務を有する。

## (1) 筑前町の役割

筑前町は、条例に規定する基本理念及び筑前町食料・農業・農村基本計画に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を農業者及び農業団体、町民、事業者とともに実施及び推進します。

## (2) 農業者及び農業団体・町民・事業者の役割

### 【食料】

#### ●食の安全・安心の取り組み推進

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・食の安全安心に関する関係法令を遵守し、消費者に信頼される農産物の生産、供給を行います。</li><li>・自ら生産する農産物に関し、正確な情報を提供します。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>・農産物の安全について正しい理解に努めます。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品関連産業の事業者として、農産物等の流通・加工等の過程における安全安心を心がけるとともに、法令順守のもとで、表示の適正化を図り、消費者への安全安心な商品の提供を行います。</li><li>・筑前町で生産される農産物について関心を持ち、積極的な利用や流通を図ることで、消費者に対して、その品質への信頼が得られるように努めます。</li></ul>

#### ●地産地消の推進

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・自ら農村における地域づくりの主体であることを認識し、行動します。</li><li>・地域で生産された農産物が、地域内で流通することができるような出荷形態や体制づくりに努めます。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>・筑前町で生産される農産物等に関心を持ち、積極的な消費に努めます。</li><li>・地産地消の様々な取り組みに参加して、安全で安心な地場産農産物による健康的な食生活を楽しみます。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・地場産農産物に関心を持つとともに、消費者ニーズを農業者・農業団体に伝え、筑前町の農業を支援します。</li><li>・地域で生産された農産物や加工品の地域での流通、販売に努めます。</li><li>・筑前町で生産された農産物の積極的な利用に努めます。</li></ul>

## ●食育の推進

農業者  
及び  
農業団体

- ・多様な体験の機会を積極的に提供し、学校や地域と連携しながら食育の推進に関する活動に取り組むように努めます。

町民

- ・食への知識と理解を深め、食事のマナーや健康を保ち高める食生活を身につけるように努めます。
- ・家庭・地域・学校・職場等生活の様々な場面で、可能な限り食育に取り組むとともに町の施策に協力するように努めます。
- ・食への感謝の心を育み、食べ残しが無いように心がけます。

事業者

- ・組織の事業活動の研修会等で食育推進に努めます。
- ・食品ロスの削減など、生産・流通・販売過程における資源循環等に取り組みます。

## 【農業】

### ●多様な担い手の育成・確保と法人化

農業者  
及び  
農業団体

- ・地域農業の将来を考え、地域農業の担い手としての役割を果たします。
- ・家族経営協定制度の意義について理解するとともに、締結に努めます。
- ・農業団体や地域組織等の役職に、女性農業者を積極的に登用します。

町民

- ・農業者の実情についての理解を深めます。

事業者

- ・女性の積極的な雇用や役職への登用に努めます。
- ・女性農業者の起業を応援します。

### ●効率的な農業経営の確保

農業者  
及び  
農業団体

- ・安定的な農業経営ができるように改善を図ります。
- ・新しい生産、加工技術について積極的な情報収集に努め、活用に努めます。

町民

- ・筑前町で生産される農産物や新技術を活用した商品の購入に努めます。

事業者

- ・筑前町で生産される農産物や新技術を活用します。

## ●農業生産基盤の整備と優良農地の確保

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地、水路、農道、ため池等の生産基盤の維持管理を行います。</li><li>・農地が耕作放棄地にならないように適正な管理に努めます。</li><li>・担い手への農地の集積に努め、地域全体で農地の有効利用に努めます。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地、水路、農道、ため池等の生産基盤の維持管理に理解と協力を努めます。</li><li>・農地等にごみを捨てないことやごみ拾い等に協力します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地を利活用する場合は、法令に従い、秩序ある土地利用に努めます。</li><li>・農地、水路、農道、ため池等の生産基盤の維持管理への協力を努めます。</li></ul>

## ●需要に対応した農業生産・流通・加工

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・消費者ニーズの把握に努めるとともに農産物の品質向上を図ります。</li><li>・食品事業者と連携し、農産物の地域ブランドづくりに努めます。</li><li>・関係機関との連携を図り、商品開発・事業化に努めます。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>・地元食材加工品に関する情報を知り、積極的な消費に努めます。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・消費者ニーズを把握し、農業者・農業団体と連携し、農産物や食品のブランドづくりに努めます。</li><li>・新しい加工、流通技術について積極的な情報収集に努め、活用に努めます。</li></ul>

## ●気候変動への対応と自然循環型機能の維持

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・土づくりにおいて、堆肥等有機農業の取り組みに努めます。</li><li>・可能な限り減農薬・減化学肥料による生産に取り組みます。</li><li>・バイオマス利活用の取り組みに協力します。</li><li>・生産活動では可能な限り、省エネルギー、新エネルギーに努めます。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境に配慮して生産された農産物について理解し、積極的な購入に努めます。</li><li>・バイオマス利活用の取り組みに協力します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境に配慮して生産された農産物や加工品の積極的な利用に努めます。</li><li>・バイオマス利活用の取り組みに協力します。</li><li>・事業活動では可能な限り、省エネルギー、新エネルギー利用に努めます。</li></ul>

## 【農村】

### ●農地の維持と多面的機能の発揮

農業者  
及び  
農業団体

- ・町が発信する多面的機能交付金事業等の情報を活用します。
- ・農業・農村の多面的機能維持の担い手として、自覚を持ち、農業施設と農村環境の保全活動に努めます。

町民

- ・筑前町の農業・農村の多面的機能について理解します。
- ・農産物購入や農業体験等の活動に興味を持ちます。

事業者

- ・筑前町の農業・農村の多面的機能について理解し、保全活動を支援します。

### ●地域資源を活かした都市と農村の交流

農業者  
及び  
農業団体

- ・既存地域資源の有効活用及び新たな交流資源の創出に協力し、農業・農村の持つ役割を町民に伝えます。
- ・直売所や6次産業化等の取り組みに積極的に協力します。

町民

- ・農産物直売所利用や地域の祭りの参加に努め、農業者や事業者と連携します。
- ・地域観光資源に関する情報を知り、利用するように努めます。

事業者

- ・都市と農村の交流の場の提供において、自らの取り組みに努めるとともに協力や支援を行います。
- ・筑前町、農業者、直売所、JA等と協力し、筑前町の地域資源を活かした商品開発や事業化に努めます。

### ●住みやすい環境の創出

農業者  
及び  
農業団体

- ・農村地域の景観形成や美化に努めます。
- ・関係機関と連携し有害鳥獣の駆除に努めます。

町民

- ・農村地域の景観形成や美化に努めます。

事業者

- ・農村地域の景観形成や美化に協力します。

### ●食料・農業・農村に関する情報発信のしくみづくり

農業者  
及び  
農業団体

- ・消費者との情報交換に努めます。
- ・町が発信する新規就農や農業技術等に関する情報を活用します。

町民

- ・広報や町ホームページから発信する情報を活用し、筑前町の農業や農産物の理解に努めます。

事業者

- ・広報や町ホームページから発信する情報を活用し、筑前町の農業や農産物の理解を深めます。

## 2. 計画の推進体制

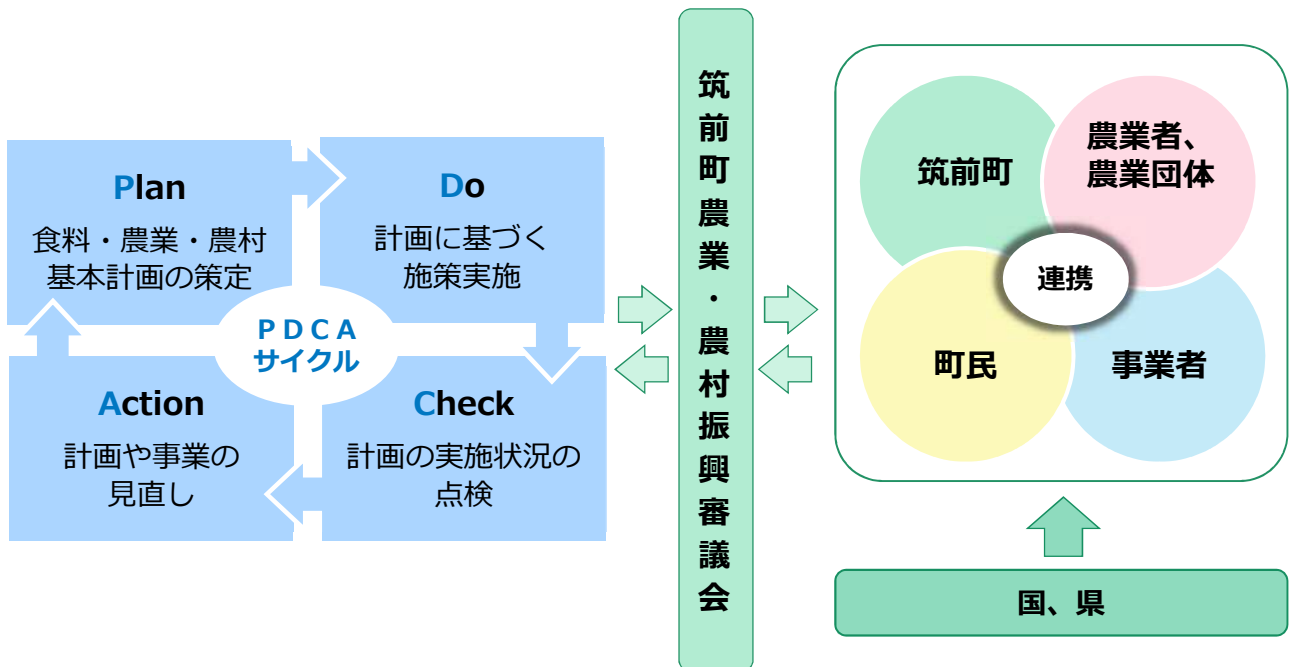
本計画の推進状況は、筑前町の関係者により組織される「筑前町農業・農村振興審議会」によって、とりまとめと検証を行い、必要に応じて計画や施策の見直しなどを行います。

なお、計画の推進状況については、随時、広報誌や町ホームページなどにより町民へ広く公表します。

## 3. 計画の進行管理

筑前町食料・農業・農村基本計画を着実に推進するために、まず、計画内容が広く町民に理解されるよう周知・啓発に努めます（Plan）。また、筑前町が実施する施策、事業を計画的、効果的に推進するとともに（Do）、その結果や効果を定期的に検証し（Check）、必要に応じて計画を見直す（Action）、いわゆるPDCAの考え方による進行管理を行います。

なお、計画の推進にあたっては、農業者・農業団体や行政のみならず町民、事業者などの理解や支援が不可欠であり、筑前町は計画に関する内容について定期的な情報発信を行います。



■計画の進行管理